

1 趣旨

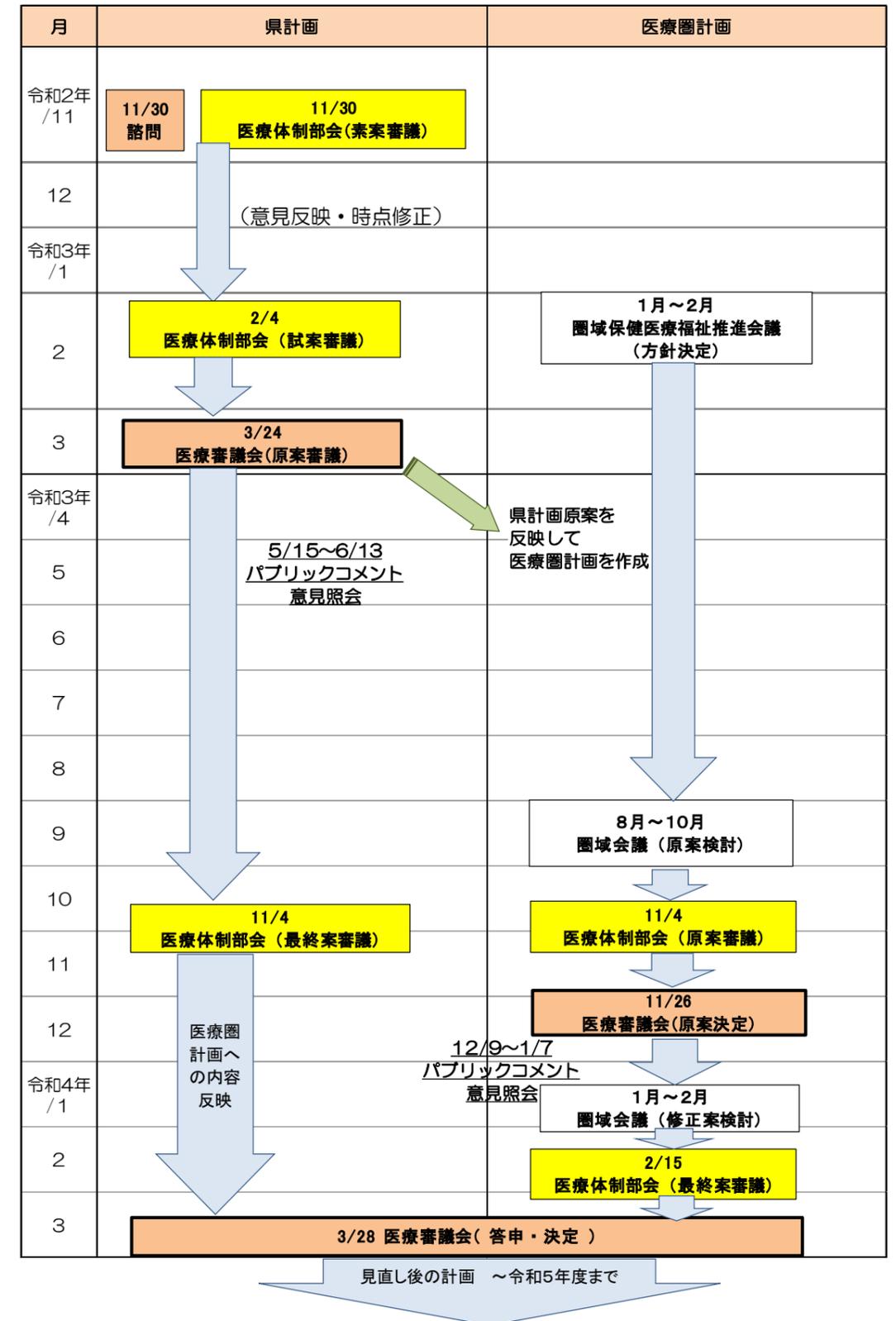
- 医療法第 30 条の 6 第 1 項の規定により、医療計画は 3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされている。
- 一方で、厚生労働省から、「新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、（中略）見直し後の医療計画の適用が、令和 4 年度以降になったとしても差し支えない」旨の通知が出されたことから、令和 2 年度・令和 3 年度の 2 年間で医療計画を見直すこととし、必要事項の追加や時点修正、指標の追加などを行うこととした。
- この度、「愛知県地域保健医療計画」（以下「県計画」という。）及び別冊となる「愛知県医療圏保健医療計画」（以下「医療圏計画」という。）について、パブリックコメント及び関係団体への照会を経て取りまとめた最終案を、ご審議いただくものである。

2 パブリックコメント及び関係団体からの意見及び対応

県計画	1. パブリックコメント結果
	○実施期間：令和3年5月15日（土）～6月13日（日） 30日間 ○意見数：11名、延34件 ○対応：計画案の修正はありません （詳細及び県の考え方は資料「1-2」に記載）
	2. 関係団体への照会結果
医療圏計画	○実施期間：パブリックコメントと同一期間 ○意見数：6団体、延41件 ○対応：意見を踏まえた修正を実施 （詳細及び県の考え方は資料「1-3」に記載）
	3. 医療体制部会の審議結果
	○承認（令和3年11月4日）
医療圏計画	1. パブリックコメント結果
	○実施期間：令和3年12月9日（木）～令和4年1月7日（金） 30日間 ○意見数：4名、延7件 ○対応：計画案の修正はありません （詳細及び県の考え方は資料「1-4」に記載）
	2. 関係団体への照会結果
医療圏計画	○実施期間：パブリックコメントと同一期間 ○意見数：4団体、延41件 ○対応：意見を踏まえた修正を実施 （詳細及び県の考え方は資料「1-5」に記載）
	3. 医療体制部会の審議結果
	○承認（令和4年2月15日）

※意見への対応の他、県計画・医療圏計画との整合等のため、一部を修正しております。（本冊参照）

3 医療計画中間見直しの全体スケジュール



4 計画の発表（予定）

令和 4 年 3 月 29 日（火） 愛知県公報に掲載